

令和4年度 第5回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和4年8月31日（水） 午後1時30分 開議
宮古島市役所庁舎 3階 会議室①

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和4年度第4回定例会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第19号 宮古島市図書館運営費等補助金交付要綱の一部改正について
- 日程第5 議案第20号 宮古島市立学校給食共同調理場運営に関する規程の一部改正について
- 日程第6 議案第21号 宮古島市立学校給食弁当代替者対応援助金交付要綱の制定について
- 日程第7 議案第22号 宮古島市立学校重大事態に関する調査委員会設置規則の制定について
- 日程第8 議案第23号 宮古島市教育委員会組織規則の一部改正について
- 日程第9 議案第24号 令和4年度一般会計（教育委員会）補正予算4号予算要求について
- 日程第10 議案第25号 財産の取得について
- 日程第11 そ の 他

議案第19号

宮古島市図書館運営費等補助金交付要綱の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和4年8月31日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

様式の文言に誤りがあり修正する必要があるので、本案を提案します。

別 紙

宮古島市図書館運営費等補助金交付要綱の一部を改正する告示

宮古島市図書館運営費等補助金交付要綱（令和4年宮古島市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

様式第6号及び第7号中「宮古島教育委員会市」を「宮古島市教育委員会」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

議案第20号

宮古島市立学校給食共同調理場運営に関する規程の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和4年8月31日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

物価の高騰に伴い、1食あたりの単価が22円増額していることから学校給食費の日額、月額の一部改正が必要であるため、本案を提案します。

別 紙

宮古島市立学校給食共同調理場運営に関する規程の一部を改正する訓令

宮古島市立学校給食共同調理場運営に関する規程（令和2年宮古島市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「4,200」を「4,600」に改め、同項第2号及び第3号中「4,600」を「5,000」に改め、同条第2項第1号中「231」を「253」に改め、同項第2号及び第3号中「253」を「275」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年9月1日から施行する。

議案第21号

宮古島市学校給食弁当代替者対応援助金交付要綱の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和4年8月31日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

食物アレルギーにより学校給食代替えとして弁当対応している保護者へ援助金の交付を行うには、要綱を制定する必要があるので、本案を提案します。

別 紙

宮古島市学校給食弁当代替者対応援助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮古島市立小中学校における学校給食賄料費負担軽減事業下で、学校給食における食物アレルギー対応として弁当持参をしている児童生徒の保護者に対して、その経費を援助することにより当該保護者が被る不利益を解消することを目的とする。

(対象者)

第2条 宮古島市学校給食弁当代替者対応援助金（以下「援助金」という。）を受けることができる者は、宮古島市学校給食における食物アレルギー対応実施要綱（令和3年教育委員会告示第1号。以下「実施要綱」という。）第5条第3項又は同第6条第3項の規定により、完全弁当持参が決定した児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）の保護者とする。

(援助対象期間)

第3条 援助対象期間は、実施要綱第5条第3項又は同第6条第3項の規定により決定された対応期間とする。

(援助金の額及び決定)

第4条 援助金の額は、前条に規定する援助対象期間内における対象児童生徒の出席日数に宮古島市立学校給食共同調理場運営に関する規程（令和2年教育委員会訓令第2号）第3条第2項に定める基準日額を乗じた金額とする。

(日数報告)

第5条 援助金の交付を受ようとする保護者は、当該年度の学校給食終了後に宮古島市学校給食弁当代替者対応実績報告書（様式第1号）を対象児童生徒が在学する学校の校長（以下「校長」という。）を経て、教育長に提出しなければならない。ただし、実績報告書の提出を受けた校長は、その実績報告書に対象児童生徒の援助対象期間における出席簿の写しを添えて教育長に提出するものとする。

(援助金の決定)

第6条 教育長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、内容を審査の上、援助金を決定し、宮古島市学校給食弁当代替者対応援助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該保護者に通知しなければならない。

2 援助金の決定は、毎年度末とする。

(援助金の請求及び交付)

第7条 前条の決定通知書により交付決定を受けた保護者は、宮古島市学校給食弁当代替者対応援助金請求書（様式第3号）を、校長を経て、教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに援助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び援助金の返還)

第8条 教育長は、援助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消す事ができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により援助金の交付を受けたとき。

(2) その他教育長が必要と認めるとき。

2 教育長は、前項により交付決定を取消した場合、既に交付した援助金の一部又は全部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、援助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

宮古島市学校給食弁当代替者対応実績報告書

年 月 日

宮古島市教育委員会 教育長 殿

保護者 住 所
氏 名 印
電話番号
(対象児童生徒との続柄)

宮古島市学校給食弁当代替者対応援助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

対象児童生徒名	
対 象 年 度	年 度
対 象 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
弁当持参日数	日
備 考	

年度における食物アレルギーにより学校給食弁当代替者対応実績につきまして、上記のとおり証明いたします。

年 月 日

宮古島市立 学校

校長 印

年 月 日

様

宮古島市教育委員会 教育長



宮古島市学校給食弁当代替者対応援助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度宮古島市学校給食弁当代替者対応援助金について、下記のとおり交付(不交付)決定しましたので、宮古島市学校給食弁当代替者対応援助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

交付決定

1 援助金交付決定額 _____ 円

内訳 援助対象期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで
弁当持参日数 _____ 日 × 基準日額 _____ 円 = 援助金交付決定額

備考 _____

2 交付条件

申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、援助金の交付決定を取消します。

- (1) 虚偽その他不正の手段により援助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他教育長が取消すべき事由があると判断したとき。

また、交付決定を取消した場合、既に交付した援助金の一部又は全部を返還させることがあります。

不交付決定

不交付の理由

宮古島市学校給食弁当代替者対応援助金請求書

年 月 日

宮古島市教育委員会 教育長 殿

請求者(保護者) 住 所
氏 名 印
電話番号
(対象児童生徒との続柄)

宮古島市学校給食弁当代替者対応援助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 対象児童生徒名 _____ (_____ 学校)

2 請 求 額 _____ 円

3 振 込 口 座

金融機関名		銀行・組合 金庫・農協		本店・支店・支所・出張所						
科目	1 普通(総合口座) 2 当座		口座番号							
口座名義人	フリガナ									
	氏名									

注) 保護者の口座名義・口座番号をご記入ください。

議案第23号

宮古島市教育委員会組織規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和4年8月31日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

本市の「附属機関の判断基準」に基づき附属機関を整理する必要があるので、
本案を提案します。

別 紙

宮古島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

宮古島市教育委員会組織規則（平成17年宮古島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第2号中「宮古島市奨学生審査委員会」を「宮古島市教育委員会公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会」に改め、同条に次の1号を加える。

(16) 宮古島市立学校重大事態に関する調査委員会

附 則

この規則は、公布の日から施行する。